

富里市名誉市民選考委員会会議 会議録

日 時	平成24年5月15日(火) 午前10時
場 所	富里市役所 本庁舎3階第3会議室
出席委員	猪狩会長, 佐藤委員, 布川委員, 根本委員, 寒郡委員, 金子委員, 石井委員, 越川委員, 小野沢委員
欠席委員	櫻井委員
事務局	総務部長, 総務部秘書広報課長 総務部秘書広報課秘書広報班員 (2名)
傍聴者	なし

[会議次第]

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介 (自己紹介)
- 5 議題
 - (1) 会長の互選について
 - (2) 委員会の運営について
 - (3) 富里市名誉市民条例と選考委員会並びに県内の名誉顕彰状況について
 - (4) 富里市名誉市民の選考について
 - (5) 名誉市民証と名誉市民章のデザインについて
 - (6) その他
- 6 閉会

[会議概要]

—開 会—	
事務局	開会あいさつ 委嘱状交付
市長	あいさつ
委員	各委員自己紹介
事務局	各事務局自己紹介
—【議題（１）会長の互選について】—	
事務局	会長の選出方法について、説明します。名誉市民条例第３条第５項の規定で「委員の互選によりこれを定める」こととなっています。立候補か推薦される方がいましたらお願いします。
A委員	猪狩委員にお願いしたい。
事務局	ただいま、A委員から、会長に猪狩委員との推薦がありました たが、他に意見はありませんか
委員	意見なし
事務局	なければ、猪狩委員を会長に決定いたします。
会長	あいさつ
事務局	ここからの進行については、会長をお願いします。
—【議題２ 委員会の運営について】—	
会長	始めに、会議の公開の可否についてを議題とします。 名誉市民の選考は名誉なことですが、当委員会は名誉市民の 取り消しの職務もある。その場合一定の配慮が必要と感じる。 事務局から案を提示させます。よろしいか。
事務局	この会議の公開について、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」で審議会等の会議の内容が、富里市情報公開条例（平成13年3月27日条例第2号）第8条に規定する非開示情報に該当する場合を除き、原則公開すると規定している。したがって、本日の会議はこれに該当するものではなく公開すること

	<p>でよいか。ただし、当委員会は先ほど会長がおっしゃったとおり、名誉市民の取り消しについても当委員会で審議することもあるので、その会議の都度、諮問内容に応じて、決めていただくことでどうか。</p> <p>本日の会議は、後ほど市長から諮問があるが、顕彰対象者の選考についての案件であるため、公開することを提案します。</p>
<p>会長</p>	<p>いま、事務局からの提案では、今後の会議については、公開の可否は案件に応じ、その都度決めること。本日は、名誉市民の選考に際しての審議になることから、公開とする旨の提案ですが、どうか。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>異議なし</p> <p>では、今日の会議は公開とすることにします。</p> <p>なお、傍聴の定員は本会議室のスペースから8名としたいと思えます。よろしいか。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>異議なし</p> <p>意見がないようですので、傍聴希望者がいるようであれば入場させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>確認</p> <p>傍聴希望者なし</p>
<p>会長</p>	<p>次に、議事録の調整についてを議題とします。</p> <p>事務局から提案させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>当委員会は、個人に関する事柄ですので、発言者の表示はA委員・B委員とし、発言は要点筆記、さらに個人のプライバシーなどに考慮し要約した会議録で調整することでどうか。</p>
<p>会長</p>	<p>発言者は実名ではなく、略称とし、内容は要点筆記ということだが、どうか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>会長</p>	<p>—【議題 (3) 富里市名誉市民条例と選考委員会並びに名誉市民顕彰状況について】—</p> <p>次に、(3) 富里市名誉市民条例と選考委員会並びに名誉市民</p>

事務局	<p>顕彰状況についてを議題とします。</p> <p>始めに、富里市名誉市民条例と選考委員会について、事務局から説明願います。</p> <p>資料① 富里市名誉市民条例・名誉市民選考委員会についてをもとに説明。</p>
会長 委員	<p>質疑はあるか。</p> <p>質疑なし</p>
会長	<p>次に、県内の名誉市民顕彰状況について事務局から説明願います。</p>
事務局 会長 委員	<p>資料② 名誉市民顕彰状況についてをもとに説明</p> <p>質疑はあるか。</p> <p>質疑なし</p>
会長	<p>—【議題（４）富里市名誉市民の選考について（諮問）】—</p> <p>次に、（４）富里市名誉市民の選考について（諮問）を議題といたします。</p>
	<p style="text-align: center;">—【諮問】—</p>
市長	<p>諮問書朗読</p> <p>市長一時退席</p>
会長	<p>ただいま、当委員会に対して、元衆議院議員 實川 幸夫氏を名誉市民に選考してはどうかとの諮問があった。實川氏の経歴・功績について事務局から説明いたします。</p>
事務局 会長	<p>諮問書添付書類 功績調書参照に説明</p> <p>以上の説明について、質問はあるか。</p>
B委員 事務局	<p>實川氏の年齢はいくつか。</p> <p>68歳です。</p>
会長	<p>他に質問はあるか。</p> <p>質疑なし</p>
会長	<p>次に、市長の諮問に対しては「元衆議院議員實川幸夫氏が富里市名誉市民に適當か」を審議するものです。では、審議願</p>

B 委員	<p>ます。</p> <p>他市の状況を見ると、顕彰者は、政治家、元首長、特に文化人や教育関係者が多いようであるが、實川氏がどうというわけではないが、市長は文化人や教育関係者などについては候補者として考えなかったのか。</p>
事務局	<p>名誉市民条例を制定したのち、市長も幅広く考えられたようだが、今回は「實川氏を。」とのことであった。</p>
会長	<p>他に意見はあるか。</p>
委員	<p>意見なし</p>
会長	<p>意見がないようですので、「實川幸夫氏が富里市名誉市民に相当である」旨の意見が多いようですが、その内容で答申することでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>では、その内容で答申することにします。事務局で案を調整してください。のちほど、皆さんに確認いただきたい。</p>
事務局	<p>それでは、委員の皆様から「實川幸夫氏が富里市名誉市民に相当である」旨の意見をいただいた。その内容で答申案を作成し、のちほど皆様に確認いただきたい。</p>
会長	<p>—【議題(5)名誉市民証と名誉市民章のデザインについて】—</p> <p>次に、(5)名誉市民証と名誉市民章のデザインについてを議題とします。では、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>まず始めに、市民証と市民章の見本を回します。実際の大きさ、重さ、質感など確認いただきたい。</p> <p>(見本を回し確認いただく)</p>
会長	<p>まず、市民証として3つの案が示されている。どうか。</p>
B 委員	<p>この文言については、顕彰者によって変えるのか。他の市町村はどうなのか。</p>
事務局	<p>他市町村については、確認したことはない。</p> <p>基本的には、今後の顕彰者についても今回決定した文言を適用させていただきたいと思っている。</p>

会長	他に質問はありますか
	質問なし
事務局	まず、市民証について説明させていただきます。 仕様・規格といたしましては、先ほど皆さんへ見ていただいた見本のものと同様のものを提案させていただきます。そこへ記す文言について事務局より3案を提案させていただきます。 資料 富里市名誉市民証の文言について（案）参照に説明
会長	まず、市民証として3つの案が示されているが、どうか。
B委員	今回は政治家が候補者であるとのことから、1番がよい。
A委員	2番が端的でわかりやすくよい。
C委員	1番がよい
D委員	今回は政治家が候補者であるということだが、今後の先行きを考えるとスポーツ関係者、文化人なども候補者にあがることも考えられる。そのことを視野に入れて共通性のある文言を皆さん考えているかと思うが、先ほどの事務局の説明だと、今回決定したもので変えないとのことだが、場合によっては変更を考えるべきではないか。
事務局	その時の時代というものもある。委員の方々から意見が多いようであれば、改めるということも考えられるのではないか。
D委員	2番がよい
E委員	1番がよい
F委員	今回の内容からすると1番がよい
G委員	1番がよい
H委員	1番がよい
会長	集約します。1番7人、2番2人。欠席者1名なので、1番とします。 次に市民章について、事務局より説明願います
事務局	次に、市民章について説明いたします。 こちらにつきましても、資料のとおり3案を提示させていただきます。3案の主な仕様としましては、材質 純銀製 サイズ 60～70ミリ 仕上げ 金メッキ 章の中央には市章を

	<p>記します。また、案にもございますように、市民証と市民章を納める額も併せて贈呈いたします。</p> <p>資料 市民章（案）参照</p>
会長	<p>次に、市民章ですが、これも3つの案が示されています。質問等はあるか。</p>
D委員	<p>同じ質問になるが、市民章についても顕彰者ごとに変えず、同じものを贈呈するのか。</p>
事務局	<p>市民証と同じで、基本的には本日皆様からご意見をいただき決定いただいたものを贈呈することになると思う。</p>
会長	<p>それでは、各委員よりご意見をいただきたい。</p>
B委員	<p>富里の市章については、市民章のどこに記すのか。</p>
事務局	<p>市民章の中央に記すことになる。</p>
D委員	<p>この市章の色は何色なのか</p>
事務局	<p>基本的には、図案の通りの色となる。</p>
会長	<p>再度見本を回して、真ん中に市章が入るということをイメージし、意見をまとめていただきたい。</p>
委員	<p>再度見本を確認</p>
会長	<p>市民章について各委員より再度ご意見をいただきたい。</p>
E委員	<p>2番がよい</p>
F委員	<p>1番がよい</p>
C委員	<p>2番がよい</p>
G委員	<p>2番がよい</p>
H委員	<p>2番がよい</p>
A委員	<p>3番がよい</p>
B委員	<p>3番がよい</p>
D委員	<p>2番がよい</p>
会長	<p>私は2番がよい。それでは集約します。2番が6名、3番が2名、1番が1名。以上のことから市民章については、2番といたします。ご協力ありがとうございました。答申案ができあがりましたので確認いただきたい。</p>
事務局	<p>答申案朗読</p>

<p>会長</p>	<p>朗読をもって答申書を確認しましたが、この案のとおりで異議はないか。</p>
<p>委員 会長</p>	<p>異議なし 異議なしのため、この通り市長へ答申します。</p>
<p>—【答 申】—</p>	
<p>市長 会長</p>	<p>市長入場 答申書朗読 以上答申します。 これで、当委員会の全ての任務が終了いたしました。議長の任を下ります。事務局に返します。</p>
<p>市長 事務局</p>	<p>あいさつ 先ほど、市長のあいさつにもありましたが、来る6月議会に富里市名誉市民の同意案件を上程させていただきこととなります。そこでご承認いただければ、11月23日に予定しています、市制施行10周年記念式典において顕彰できれば考えております。</p>
<p>—閉 会—</p>	